

公益財団法人新国立劇場運営財団研修規程実施細則（抜粋）

（研修に専念する義務）

第8条 研修生は、研修所の設立の意義を理解するとともに、その事業の公共性を自覚し、研修に専念しなければならない。

（指示への遵守）

第9条 研修生は、在籍する研修所の所長（以下「担当所長」という。）の指示に従って誠実に研修を行わなければならない。

（研修生の規律）

第10条 研修生は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 財団の信用を傷つけ、又は研修生全体の名誉を毀損すること
- (2) 研修上知り得た秘密を漏らすこと
- (3) 研修所の秩序及び規律をみだすこと

（受講の義務）

第11条 研修生は、時間割に基づき指定された授業を受講しなければならない。疾病その他の理由により授業を欠席する場合は、欠席届を提出しなければならない。また、疾病等の理由により5日間以上欠席する場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

（研修目的以外の行為の禁止）

第12条 研修生は、許可なく財団の施設内で、研修の目的以外の文書若しくは印刷物を配布し、掲示を行い、又は研修以外の集会、演説、若しくはこれらに類する行為を行ってはならない。

（外部出演）

第14条 研修生は、外部からの依頼により出演する場合、又はコンクール、オーディション等に応募する場合は、あらかじめ担当所長及び研修担当常務理事の許可を受けなければならない。

（休学の事由）

第15条 研修生が次の各号の一に該当するときは、担当所長は、休学を許可することができる。

- (1) 負傷又は疾病により、1月以上研修を行うことができない場合
- (2) 妊娠又は育児により、1月以上研修を行うことができない場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、1月以上研修を行うことができない場合

2 研修生に研修させることが適当でないと認めた時は、担当所長は、休学を命じることができる。

（休学の期間）

第16条 休学の期間は、研修の期間を通じ、1年を超えることができない。

（休学中の身分）

第17条 休学期間中は、研修生としての身分を保有する。

（復学）

第18条 休学の事由が消滅した場合において、研修生は、担当所長の許可を得たときは、復学することができる。

- 2 担当所長は、復学の可否を決するに際し、実技試験を実施することができる。
- 3 担当所長は、前項の実技試験の結果に応じて、復学を許可せず、又は復学後の年次、研修再開時期及び研修内容その他復学の条件を定めることができる。

公益財団法人新国立劇場運営財団研修規程（抜粋）

（懲戒）

第10条 所長は、研修を行う上でやむを得ないと認めるときは、研修生に対し、除籍、受講停止又は訓戒の処分を行うことができる。